



県章

山形県公報

令和5年6月30日(金)

第417号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 車両制限令第3条第4項の規定による道路の指定の解除……………(道路保全課) ……690
- 令和2年6月県告示第510号(車両制限令第3条第4項の規定による道路の指定及び同令第10条第2項の規定による通行方法)の一部改正……………(同) ……同
- 道路の位置の指定……………(村山総合支庁建築課) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(同) ……691

公安委員会関係

規 則

- 山形県道路交通規則の一部を改正する規則……………同

選挙管理委員会関係

告 示

- 政治団体の設立……………700
- 政治団体の届出事項の異動……………701
- 政治団体の解散……………703
- 資金管理団体の指定……………704
- 資金管理団体の届出事項の異動……………同
- 資金管理団体でなくなった旨の届出……………同

人事委員会関係

規 則

- 山形県人事委員会規則4-1(職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則……………705
- 山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)の一部を改正する規則……………同

公 告

- 大規模小売店舗の変更に係る市町村等の意見……………(商業振興・経営支援課) ……同
- 家畜商講習会の開催……………(畜産振興課) ……706
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(建設企画課) ……同
- 同……………(同) ……707
- 一般競争入札の公告……………(会計局) ……同
- 同……………(同) ……709

正 誤

告 示

山形県告示第509号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第4項の規定による通行する国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車の重量及び長さの最高限度が同項各号に定めるものである道路の指定を次のとおり解除する。

令和5年6月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 解除する道路の路線名及び区間

路 線 名	解 除 す る 区 間	
	起 点	終 点
一般国道458号	新庄市五日町字清水川1318番3	新庄市万場町6156番
一般県道曲川新庄線	新庄市十日町字右京屋敷9348番2	新庄市万場町6156番

2 解除する期日 令和5年7月3日

山形県告示第510号

令和2年6月県告示第510号（車両制限令第3条第4項の規定による道路の指定及び同令第10条第2項の規定による通行方法）の一部を次のように改正し、令和5年7月3日から施行する。

令和5年6月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第1項の表を次のように改める。

路 線 名	指 定 す る 区 間	
	起 点	終 点
主要地方道尾花沢関山線	東根市大字東根元原方字大森北417番1	東根市大字関山字石原311番4
一般県道東根大森工業団地線	東根市大字東根元原方字大森北417番1	東根市大字蟹沢字上縄目1821番5
一般県道勸進代舟場線	長井市成田1021番1	長井市舟場10番18

山形県告示第511号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

令和5年6月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有村総建第222号
- 2 指定の場所 東根市大字蟹沢字熊の堂1462番1の一部、1415番10の一部
- 3 道路の現況 幅員 5.00メートル
延長 25.78メートル
- 4 指定年月日 令和5年6月23日

山形県告示第512号

次の開発行為は、完了した。

令和5年6月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
令和5年4月28日 指令村総建第129号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
西村山郡河北町谷地字谷地ホ81番の一部
(第2工区)
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
西村山郡河北町谷地戊81番地 河北町

公安委員会関係**規 則**

山形県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月30日

山形県公安委員会

委員長 吉 田 眞 一 郎

山形県公安委員会規則第5号**山形県道路交通規則の一部を改正する規則**

山形県道路交通規則（昭和49年2月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第14条第3号中「又は原動機付自転車」を「又は一般原動機付自転車」に改める。

第22条第8号中「自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術を用いて自動車」を「自動運転技術その他自動運転の実用化のために必要な技術を用いて車両」に改める。

第31条の2第1項中「第15号」を「第16号」に、「第108条の3の5」を「第108条の3の5第2項」に、「受講命令」を「自転車運転者講習受講命令」に、「別記様式第31号の11」を「別記様式第31号の18」に改め、同条第2項中「別記様式第31号の12」を「別記様式第31号の19」に改め、同条第3項中「受講命令」を「自転車運転者講習受講命令」に、「別記様式第31号の13」を「別記様式第31号の20」に改め、同条第4項中「おいて、受講命令」を「おいて、自転車運転者講習受講命令」に、「第38条の4の4」を「第38条の4の4第2項」に、「以下同じ」を「以下この項において同じ」に、「別記様式第31号の14」を「別記様式第31号の21」に、「通知書を、受講命令」を「通知書を、当該自転車運転者講習受講命令」に、「別記様式第31号の15」を「別記様式第31号の22」に改め、同条第5項中「別記様式第31号の16」を「別記様式第31号の23」に改め、同条第6項中「別記様式第31号の17」を「別記様式第31号の24」に改め、同条を第31条の3とする。

第31条の次に次の1条を加える。

第31条の2 公安委員会から特定小型原動機付自転車運転者講習（法第108条の2第1項第15号に規定する講習をいう。以下同じ。）を受けようとする者の命令（法第108条の3の5第1項の規定による命令をいう。以下「特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令」という。）を受けた者は、別記様式第31号の11による受領書を公安委員会に提出しなければならない。

2 特定小型原動機付自転車運転者講習を受けようとする者は、別記様式第31号の12による申込書を公安委員会に提出しなければならない。

3 公安委員会は、特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令をしようとする者の住所地が他の都道府県にあるときは、当該他の都道府県公安委員会に対し、別記様式第31号の13による通知書を送付するものとする。この場合において、公安委員会は、当該他の都道府県公安委員会に対し、当該特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令をしようとする者に対する特定小型原動機付自転車運転者講習の執行を依頼することができる。

4 公安委員会は、他の都道府県公安委員会から特定小型原動機付自転車運転者講習の執行の依頼を受けた場合において、特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令を受けようとする者に受講命令書（施行規則第38条の4の4第

1項に規定する命令書をいう。以下この項において同じ。）を交付したときにあつては別記様式第31号の14による通知書を、当該特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令を受けるべき者の所在が不明のため受講命令書を交付できなかったときにあつては別記様式第31号の15による返送書を、それぞれ当該他の都道府県公安委員会に送付するものとする。

5 公安委員会は、特定小型原動機付自転車運転者講習を受講した者の求めに応じ、別記様式第31号の16による終了証明書を交付するものとする。

6 前項の規定により交付された終了証明書を亡失等したため、当該亡失等した終了証明書について再交付を受けようとする者は、別記様式第31号の17による再交付申請書を公安委員会に提出しなければならない。

別記様式第31号の11中「第31条の2関係」を「第31条の3関係」に改め、同様式を別記様式第31号の18とし、別記様式第31号の12中「第31条の2関係」を「第31条の3関係」に、「第15号」を「第16号」に改め、同様式を別記様式第31号の19とし、別記様式第31号の13中「第31条の2関係」を「第31条の3関係」に、「命令通知書」を「自転車命令通知書」に改め、同様式を別記様式第31号の20とし、別記様式第31号の14中「第31条の2関係」を「第31条の3関係」に、「命令執行通知書」を「自転車命令執行通知書」に改め、同様式を別記様式第31号の21とし、別記様式第31号の15中「第31条の2関係」を「第31条の3関係」に、「命令書返送書」を「自転車命令書返送書」に改め、同様式を別記様式第31号の22とし、別記様式第31号の16中「第31条の2関係」を「第31条の3関係」に、「第15号」を「第16号」に改め、同様式を別記様式第31号の23とし、別記様式第31号の17中「第31条の2関係」を「第31条の3関係」に、「再交付申請書」を「自転車運転者講習終了証明書再交付申請書」に改め、同様式を別記様式第31号の24とし、別記様式第31号の10の次に次の7様式を加える。

様式第31号の11（第31条の2関係）

特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令受領書

年 月 日

山形県公安委員会 殿

住所
連絡先
氏名

私は、 年 月 日から 年 月 日までの間に特定小型原動機付自転車運転者講習を受けるべきことを命令するという内容の特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書を受領しました。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第31号の12（第31条の2関係）

特定小型原動機付自転車運転者講習受講申込書

年 月 日

山形県公安委員会 殿

道路交通法第108条の2第1項第15号に規定する特定小型原動機付自転車運転者講習を受講するので、下記のとおり申し込みます。

記

氏名	
住所	
講習日	年 月 日
講習場所	

県 証 紙 貼 付 欄

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第31号の13（第31条の2関係）

年 月 日

公安委員会 殿

山形県公安委員会

特定小型原動機付自転車命令通知書

当公安委員会は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する下記の者に対し、下記の受講命令を決定したので通知する。

記

住 所	
フリガナ 氏 名	(年 月 日生)
命令理由	違反名： (年 月 日) (道路交通法第 条第 項違反) 違反名： (年 月 日) (道路交通法第 条第 項違反)
命令執行	受講命令書を被命令者に [・ 交付済み] [・ 未交付] 貴公安委員会への命令執行 [・ あり] [・ なし] 特定小型原動機付自転車 [・ 当公安委員会] 運転者講習の実施 [・ 貴公安委員会]
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第31号の14（第31条の2関係）

年 月 日

公安委員会 殿

山形県公安委員会

特定小型原動機付自転車命令執行通知書

貴公安委員会から、年 月 日に執行依頼のあった受講命令については、下記のとおり受講命令書を交付したので通知する。

記

住 所	
被命令者	(年 月 日生)
交 付 日	年 月 日 (命令の期間 年 月 日 ~ 年 月 日)
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第31号の15（第31条の2関係）

年 月 日

公安委員会 殿

山形県公安委員会

特定小型原動機付自転車命令書返送書

貴公安委員会から 年 月 日に執行依頼のあった下記の者に対する受講命令については、被命令者の所在が不明であることから、受講命令書を返送する。

記

フリガナ 氏 名	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第31号の16（第31条の2関係）

第 号

特定小型原動機付自転車運転者講習終了証明書

住所

氏名

年 月 日生

上記の者は、年 月 日道路交通法第108条の2第1項第15号に掲げる特定小型原動機付自転車運転者講習を終了した者であることを証明する。

年 月 日

山形県公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第23号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和5年6月30日

山形県選挙管理委員会
委員長 粕谷真生

1 政党の支部のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党山形県鶴岡市第五支部	佐藤正胤	浅賀隆	鶴岡市馬渡字道西273	令和 5. 2. 13
自由民主党山形県東根市第一支部	清野康隆	高橋香織	東根市中央1丁目12-22	同 3. 2
自由民主党山形県新庄市第三支部	佐藤文一	日下修一	新庄市小田島町7-53	同 3. 7
自由民主党山形県鶴岡市第七支部	菅原一浩	五十嵐和也	鶴岡市本町二丁目4-8	同 3. 8
自由民主党山形県鶴岡市第六支部	石塚慶	伊藤直樹	鶴岡市三瀬字横町91	同 3. 10

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
長岡かずし後援会	安宅泰	佐藤俊彦	山形市荒楯町1-11-29	令和 4. 12. 28
さのようへい後援会「なえぎの会」	佐野洋平	佐野清亮	米沢市大町2-3-5	同 5. 1. 10
さいとう俊一郎後援会	青柳安展	片桐勝寿	東根市蟹沢1788-11	同 1. 20
林智後援会	林智	林智	西村山郡河北町谷地己25	同 2. 10
あくつ優後援会	安久津優	安久津駿	山形市吉原1丁目5-23	同
世の中の事を語る会	森谷俊	森谷春香	東根市宮崎3丁目7の34	同 2. 15
平井なおゆき後援会	平井直之	平井英憲	長井市平山178-15	同 2. 17
伊藤貴之後援会	信田周一	長南祐平	最上郡大蔵村合海18	同 2. 21
日本の未来と子どもたちを守る会	皆川真紀子	皆川真紀子	米沢市笹野4665番地	同 2. 22
伊藤あすか後援会	伊藤飛佳	伊藤里美	尾花沢市新町三丁目4番14号	同 2. 27
石山久美子後援会	米野貞雄	斎藤金吾	西置賜郡小国町大字小国小坂町54-2	同 3. 1

植松みほ後援会	植松美穂	遠藤寛子	米沢市中央2丁目8-36	同
須藤敏彦後援会	中島敏幸	須藤淳一	最上郡大蔵村大字南山1653	同 3. 2
寒河江寿樹後援会	高橋均	市川智	東置賜郡川西町大字洲島2909番地の2	同 3. 6
かみのやま創生フォーラム（石山正明後援会）	石山正明	永橋博美	上市市狸森322-1	同 3. 7
亀井博人後援会	亀井勝昭	亀井裕子	新庄市城南町9番28号	同
栗田としあき後援会	栗田俊明	栗田美知	西置賜郡小国町大字尻無沢358	同
鈴木孝之後援会	鈴木孝之	寒河江雅弘	東置賜郡川西町下小松968	同 3. 8
飯野幹夫後援会	飯野幹夫	飯野幹夫	西村山郡西川町沼山340-6	同
安達智勇後援会	安達香緒里	安達香緒里	西村山郡河北町西里694	同 3. 9
須貝康幸後援会	齋藤真	須貝好行	最上郡最上町大字本城227番地	同 3.10
宮林さとし後援会	柴田勝英	川崎栄治	最上郡金山町大字有屋932	同 3.13
安孫子まさみ後援会	安孫子真弥	安孫子文亮	西村山郡河北町谷地甲205	同 3.20

山形県選挙管理委員会告示第24号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

令和5年6月30日

山形県選挙管理委員会
委員長 粕谷真生

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	内 容		異動年月日
			新	旧	
自由民主党山形県医療会支部	中目千之	会計責任者の氏名	間中英夫	三條典男	令和 4. 6.18

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	内 容		異動年月日
			新	旧	
川野ひろあき後援会	川野恵子	代表者の氏名	川野恵子	高橋育子	令和 4. 4. 1
米沢市医師連盟	佐野隆一	代表者の氏名	佐野隆一	小林正義	同 6. 6
寒河江市西村山郡医師連盟	鈴木明朗	代表者の氏名	鈴木明朗	折居和夫	同 6.11

山形県医師連盟	中目千之	会計責任者の 氏名	間 中 英 夫	三 條 典 男	同 6. 18
後藤幸平を励ます 会	齋 藤 徹	主たる事務所 の所在地	西置賜郡飯豊町大字萩 生992番地	西置賜郡飯豊町大字萩 生1336番地	同 11. 1
山形県民社協会米 沢支部	八 木 俊 輔	会計責任者の 氏名	阿 部 幸 太	木 村 圭 吾	同
夢 俱 楽 部	八 木 俊 輔	会計責任者の 氏名	阿 部 幸 太	木 村 圭 吾	同
康 志 会	清 野 康 隆	主たる事務所 の所在地	東根市中央1丁目12- 22	東根市中央3丁目10- 14	同 12. 28
渡辺元を支援する 会	渡 辺 元	会計責任者の 氏名	柴 田 一 夫	柴 田 誠 一	同 5. 1. 16
置賜の未来を拓く みんなの会	川 崎 久 蔵	代表者の氏名	川 崎 久 蔵	高 橋 善 一	同 1. 30
伊藤健一後援会	浅野目忠一	代表者の氏名	浅 野 目 忠 一	伊 藤 健 一	同 2. 10
えんどう吉久後援 会	鈴 木 伝 弥	代表者の氏名	鈴 木 伝 弥	鈴 木 傳 吉	同
太田かつのり後援 会	山 本 顕 弘	会計責任者の 氏名	土 屋 正 憲	和 島 亨	同
酒 田 T R Y 21	池 田 一 真	主たる事務所 の所在地	酒田市千石町1丁目12 番34号 東北電力労働 組合庄内支部内	酒田市千石町1丁目12 -34	同
		会計責任者の 氏名	齋 藤 大	富 樫 勇 介	
山形県民社協会酒 田支部	池 田 一 真	代表者の氏名	池 田 一 真	関 井 美 喜 男	同
		会計責任者の 氏名	齋 藤 大	富 樫 勇 介	
山田ひとし後援会	高 木 繁	会計責任者の 氏名	山 口 良 浩	丸 川 健 一	同 2. 14
電機連合山形地協 政治活動委員会	安 部 照 薫	代表者の氏名	安 部 照 薫	平 井 直 之	同 2. 16
間宮尚江後援会	渡 部 明	代表者の氏名	渡 部 明	鈴 木 正 昭	同 2. 21
山形県介護福祉政 治連盟	峯 田 幸 悦	代表者の氏名	峯 田 幸 悦	高 梨 正 章	同
		会計責任者の 氏名	涌 井 和	砂 押 哲 也	同 2. 22
私鉄庄内交通政策 研究会	小 林 浩 行	代表者の氏名	小 林 浩 行	後 藤 正 志	同
		会計責任者の 氏名	後 藤 正 志	小 林 浩 行	同 2. 24
ながさわ愛と未来 をつくる会	長 澤 愛	代表者の氏名	長 澤 愛	吉 田 茂	同
		会計責任者の 氏名	川 口 千 春	井 上 稚 子	同 2. 28
たかはしちなつ後 援会	高 橋 千 夏	会計責任者の 氏名	高 橋 洋 子	高 橋 光 雄	同 3. 1

まつなが裕美を支える会	齋藤 稔	代表者の氏名	齋藤 稔	阿部 勝雄	同
丸川雅春後援会	福嶋 亮一	代表者の氏名	福嶋 亮一	田勢 秀輔	同
畑中かずえを励ます会	小埜 政美	代表者の氏名	小埜 政美	今埜 充	同 3.7
		会計責任者の氏名	長島 喜久枝	笹原 香織	
山形県歯科衛生士連盟	佐藤みどり	会計責任者の氏名	志 鎌 みな子	伊藤 典子	同 3.8
佐藤文一を応援する会	田澤 雅宏	主たる事務所の所在地	新庄市本町3-51	新庄市小田島町7-48	同 3.9
小松伸也後援会	佐藤 一広	主たる事務所の所在地	最上郡真室川町大字新町141-1	最上郡真室川町大字大沢810-1	同 3.12
鳥海隆太後援会	相羽 靖弘	代表者の氏名	相羽 靖弘	鳥海 隆太	同 3.16
		会計責任者の氏名	鳥海 明子	鳥海 隆太	
悠 創 会	古山 悠生	主たる事務所の所在地	米沢市六郷町桐原2番地	米沢市六郷町桐原177番地	同 3.20
もぎあきら後援会	茂木 晶	主たる事務所の所在地	東置賜郡川西町大字上小松1563	東置賜郡川西町大字上小松1644番地	同 3.23
武田しんせい後援会	武田 新世	会計責任者の氏名	武田 由紀子	鈴木 正登	同 3.24

山形県選挙管理委員会告示第25号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和5年6月30日

山形県選挙管理委員会
委員長 粕谷 真生

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
川野ひろあき後援会	川野 恵子	令和 4. 4. 1
伊藤和剛後援会	小山 雅宏	令和 5. 3. 1
岡田桂司後援会	岡田 桂司	令和 5. 3. 16
金沢忠一の会	金沢 忠一	令和 5. 3. 20
みさわ勝彦後援会	三澤 勝彦	令和 5. 3. 27

山形県選挙管理委員会告示第26号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定の届出があった。

令和5年6月30日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 粕 谷 真 生

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公 職 の 種 類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
佐野洋平	米沢市議会議員	さのようへい後援会 「なえぎの会」	米沢市大町2-3-5	令和 5. 1. 10
植松美穂	米沢市議会議員	植松みほ後援会	米沢市中央2丁目8-36	同 3. 1
鈴木孝之	川西町議会議員	鈴木孝之後援会	東置賜郡川西町下小松968	同 3. 5

山形県選挙管理委員会告示第27号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

令和5年6月30日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 粕 谷 真 生

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異 動 事 項	内 容		異動年月日
			新	旧	
叶内恵子	叶内けいこ後援会	公職の種類	山形県議会議員	新庄市議会議員	令和 5. 3. 1
古山悠生	悠創会	主たる事務所の所在地	米沢市六郷町桐原2番地	米沢市六郷町桐原177番地	同 3. 20

山形県選挙管理委員会告示第28号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

令和5年6月30日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 粕 谷 真 生

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
岡田桂司	岡田桂司後援会	令和 5. 3. 16
金沢忠一	金沢忠一の会	令和 5. 3. 20

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則4-1（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月30日

山形県人事委員会
委員長 安孫子 俊彦

山形県人事委員会規則4-1（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則

山形県人事委員会規則4-1（職員の任用に関する規則）の一部を次のように改正する。

別表第1研究職給料表適用職の項知事の項出先機関の項職級3の欄中「環境科学研究センター副所長」を「環境科学研究センター副所長 衛生研究所副所長」に改める。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月30日

山形県人事委員会
委員長 安孫子 俊彦

山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則

山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を次のように改正する。

別表第10中

		副 所 長	3 種
		主 幹	4 種

 を

「

		副 所 長 主 幹	4 種 (副所 長のう ち人事 委員会 と協議 して定 めるも のにあ つては 3種)
--	--	--------------	---

 に改める。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により山形市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び山形市役所において令和5年7月31日まで縦覧に供する。

令和5年6月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
ツルハドラッグ山形南原店
山形市南原三丁目1番地2外

- 2 大規模小売店舗の変更に係る届出の公告を行った日
令和5年5月2日

- 3 意見の概要

夜9時以降について、来客自動車の時速10キロメートル徐行により騒音基準を満たす予測となっていることから、監視及び注意喚起を徹底するとともに、来客に対し時速10キロメートル徐行の徹底ができない場合は、夜9時以降は住居が隣接する駐車場南側を閉鎖する等の対策を検討すること。また、騒音等の苦情が発生した場合は、誠意をもって対応すること。

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定により、同法第3条第2項第1号の規定による講習会を次のとおり実施する。

令和5年6月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 講習会の日時及び場所

- (1) 日 時 令和5年8月23日(水) 午前8時40分から午後5時まで
令和5年8月24日(木) 午前9時から午後5時10分まで

- (2) 場 所 山形市鉄砲町二丁目19番68号
村山総合支庁

- 2 講義内容

- (1) 家畜の取引に関する法令 4時間
- (2) 家畜の品種及び特徴 4時間
- (3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間

- 3 受講手続

受講申込書を令和5年8月7日（月）までに住所地を所管する総合支庁の産業経済部農業振興課（県外居住者にあつては、山形市松波二丁目8番1号農林水産部畜産振興課）に提出すること。

なお、受講申込書を提出する際に手数料（4,500円）を当該受講申込書に山形県収入証紙をちょう付して納付すること。

- 4 その他

詳細については、農林水産部畜産振興課（電話023(630)2473）又は住所地を所管する総合支庁の産業経済部農業振興課に問い合わせること。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達には、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和5年6月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量

山形県建設事業情報総合管理システム改修業務 一式

- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県県土整備部建設企画課システム開発担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2673

- 3 落札者を決定した日 令和5年4月27日

- 4 落札者の名称及び所在地

テクノ・マインド株式会社山形支社 山形市本町一丁目4番27号

- 5 落札金額 66,000,000円

- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日

令和5年3月17日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和5年6月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
山形県建設事業情報総合管理システム稼働基盤に係る機器等及びデータセンター賃貸借サービス 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県県土整備部建設企画課システム開発担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2673
- 3 落札者を決定した日 令和5年4月27日
- 4 落札者の名称及び所在地
テクノ・マインド株式会社山形支社 山形市本町一丁目4番27号
- 5 落札金額 423,500,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
令和5年3月17日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、ノート型パソコンの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和5年6月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 入札の場所及び日時
 - (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
 - (2) 日時 令和5年8月10日（木） 午前10時
- 2 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品の名称及び数量 ノート型パソコン 1,787台
 - (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
 - (3) 納入期限 令和6年2月29日（木）
 - (4) 納入場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県みらい企画創造部DX推進課分室（15階）
 - (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
 - (2) 令和5年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和5年1月27日付け県公報第374号）により公示された資格を有すること。
 - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 - (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
 - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
 - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴

力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2718

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか山形県のホームページ (<https://www.pref.yamagata.jp/>) からダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和5年7月26日（水）午前11時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月19日（水）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出するとともに、併せて2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。

(2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札により調達をする物品の取得については、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例（昭和39年3月県条例第6号）第3条の規定により議会の議決を要する場合がある。

(5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(6) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Notebook personal computers Quantity: 1,787

(2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. August 10, 2023

(3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)2718

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、ノート型パソコンの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和5年6月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日時 令和5年8月10日（木） 午前10時30分

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量 ノート型パソコン 404台
- (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和5年11月30日（木）
- (4) 納入場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部警務部情報管理課（3階）
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和5年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和5年1月27日付け県公報第374号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等
山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2718
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和5年7月26日（水）午前11時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月19日（水）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出するとともに、併せて2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。

(2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約は、県の都合により調達手續の停止等があり得る。

(5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Notebook personal computers Quantity: 404

(2) Time-limit for tender: 10:30 A.M. August 10, 2023

(3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)2718

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
令和 5. 3. 31	第392号	336	1	別記様式第6号	別記様式第5号
同 6. 16	第413号	660	11	井上	村上